

平成29年度事業計画

最近の児童館を取り巻く状況には、大変厳しいものがあります。平成27年に「子ども子育て支援新制度」が施行され、放課後児童健全育成事業の整備・運営基準について、各自治体に基準条例の制定が義務付けられました。京都市におきましては、面積基準やクラス編成に5か年の猶予期間を設けて実施していますが、ひとクラス40名以下として、クラスあたり2名の職員配置を実現するための人材確保・さらには、分室の確保といった施設整備が重要な課題となっています。

そのような中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、最近、特に子どもの貧困についてクローズアップされてきました。連盟事務局も元山王小学校に移転して設備が整備されたことを受けて、無料職業紹介事業や、地域と共に子どもたちの学習支援事業を検討してまいります。

1 健全育成・子育て支援事業

子どもたちの社会性の向上と自立の促進を図り、児童の健全育成と子育て支援の活動を充実させると共に、親と子の絆を深めることを目的とする公益目的事業として、広く市民を対象として、子育て中の親子を対象に喜んでいただけるイベント「親子でニコニコ笑顔いっぱい」を実施します。

また、京都市が子どもを健やかに育む社会を目指し、市民共通の行動規範として制定した「京都市はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」に基づき、子どもと子育てを支える地域・各種団体とのネットワーク構築を推進してまいります。

さらに、児童館を地域のエコ活動の拠点として活用を進める「Do You Kyoto?デー」・世代を越えた地域のクールスポットとして夏季に児童館を開放する「クールキッズステーション」等にも取り組みます。

2 子育てボランティアバンク事業

地域における子育て支援の風土づくりのひとつとして、「子どもと子育て」に関心のある方にボランティアとして登録していただき、児童館や地域の子育ての場を支えるボランティアの人材を育成するとともに、安心して活動できる場所を提供します。

- (1) 登録会員・受入れ施設対象の講習会の開催(スキルの向上とボランティア体験)(年2回)
- (2) 登録会員・受入れ施設対象の交流研修会の開催(情報交換や交流ができる場の設定)(年2回)
- (3) ホームページ・郵送・メールによる情報提供
- (4) 広報の活性化

3 京都市の児童館・学童クラブにおける障害のある児童の統合育成事業

- (1) 基本方針
 - ① ノーマライゼーション理念に基づく学童クラブづくりと統合育成事業の推進
 - ② 障害のある児童を支える関係機関との連携及び協力体制の確立
- (2) 事業計画
 - ① 介助者派遣事業の充実

- ア 介助者の確保
(登録会の実施、大学及び各種団体との連携、広報誌への掲載、チラシの配布等)
- イ 介助者研修会の実施 (年2回)
- ② 児童館・学童保育所職員の専門性の向上
 - ア 障害の理解と自立的支援につながる職員研修会の実施 (年2回)
 - イ 専門性の向上を目指す連続講座の実施 (年5回)
 - ウ 学識経験者の参加によるケース検討会の実施 (年9回)
 - エ 共通の課題に応じた実践交流会の実施 (年4回)
- ③ 関係機関との連携について
 - ア 障害福祉サービス、地域の関係機関との連携
 - イ 総合支援学校「育(はぐくみ)支援センター」との連携
 - ウ 保育園・保育所・幼稚園、小学校との連携
 - エ 児童福祉センター等専門機関との連携
- ④ 情報提供
 - ア 障害の理解と自己研鑽につながる参考図書の紹介
 - イ 困り感の軽減につながる環境設定、構造化の提示

4 京都市有料指定袋無償配布事業

京都市が新生児の保護者(「出産お祝いレター・子育て応援パンフレット」の配布対象者)に、家庭ごみ用有料指定袋(20リットル30袋又は30リットル20袋)を無償配布する施策に関し、京都市環境政策局よりごみ袋の引換え業務を受託し、京都市内の児童館において、新生児世帯への身近な引換え窓口として、通年実施します。

引換えにあたり、各児童館は館で実施される乳幼児クラブ等の活動を案内すると共に、地域における身近な子育て支援施設としての児童館の存在をアピールしていきます。

5 京都市ファミリーサポート事業

平成14年10月より受託しているファミリーサポート事業は、子育ての援助をしたい市民(おまかせさん:提供会員)と、子育ての援助を受けたい市民(おねがいさん:依頼会員)とが会員になり、ともに子育てを支えあう事業です。子育て支援のニーズが増大しており、更なる提供会員の確保が求められています。

そのため、行政区ごとの支部14箇所と共に地域の団体と連携し、より多くの提供会員を確保して多様化するニーズに応えるとともに、地域に密着したファミリーサポート事業の展開を図るため、支部でも会員登録・利用申込の受付を行い、市民の利便性を上げていきます。さらに、支部で交流会を開催することにより、支部を拠点とした提供会員のネットワークづくりを推進します。

また、提供会員の資質のさらなる向上のために、平成24年度より提供会員のレベルアップを図るための講習を拡充しており、今年度も講習の一層の充実に向けた取組を行います。

6 広報活動

広報物については、読み手にとって親しみをもたれる情報媒体を作成し、事業のPR・正確な伝達を図ります。

- (1) 機関紙 京児連だより「キッズステーション」の発行(年4回)
キッズステーションは、市民に対し児童館・学童保育所の活動をPRすることを目的に発行を行っています。
- (2) 職員情報誌「れんめいニューズレター」の発行(年12回)
ニューズレターは職員情報誌として、職員研修会の報告、連盟の各委員会、理事会等の動きを正確・迅速に伝えることを目的に発行を行います。
- (3) ホームページ「京都市の児童館」の運営・更新
児童館・学童保育所の活動及び当連盟の事業をPRするために実施しています。それぞれの児童館が独自にホームページを更新し、自館の魅力や利用者にとって参加したくなる取組を市民にスピーディーかつ身近に伝えていく方針を強化します。
スキルアップのための研修(2日間)も実施します。

7 京都やんちゃフェスタ2017(第1部)(仮称)の開催

遊びを通した子どもの健全育成を目的に、京都市の児童館・学童保育所がつくる子どものおまつりとして、児童福祉の理念の啓発、児童館活動の普及を行いながら児童福祉の向上に寄与することを開催趣旨とする「京都やんちゃフェスタ2017(第1部)(仮称)」を開催します。

開催日 平成29年10月28日(土)
会場 京都市梅小路公園(京都市下京区上中之町1-3)

8 児童館・学童保育所職員の資質向上のための研修

「京都市児童館活動指針」に基づき、児童館・学童保育所職員の資質向上を目的に、京都市から受託する児童館・学童保育所職員研修事業を実施します。

- (1) 行政研修
京都市から受託して連盟が企画・実施します。平成29年度は25回の実施を予定しています。
- (2) (一財)児童健全育成推進財団への派遣研修
全国規模の児童館組織である上記財団が実施する研修に京都市からも児童厚生員を派遣することで、より広い視野で学びを深めるとともに、各地の児童館の実情を知り、他府県との職員と切磋琢磨する機会を設けることを目的に実施します。平成29年度は5回の研修に派遣を予定しています。
※ 研修実施計画については6ページをご参照ください。

9 委員会活動の推進

法人の各事業を円滑に行うため、それぞれ個別に委員会を設置し、事業の推進を図ります。

- (1) 事業推進委員会
「京都市児童館活動指針」(以下「指針」という。)の浸透を図り、児童館・学童保育所が指針に基づいた活動を推進することを支援し、児童館・学童クラブ事業の全市的発

展・推進を図ることを目的として活動する委員会です。特に、平成27年度に発行された「京都市児童館活動指針（第3次改訂版）」のより一層の浸透を図ると共に、クラス制が導入されてからの学童クラブ事業と児童館事業のあり方について、踏み込んだ検討を行います。

(2) 処遇・施設委員会

本委員会の基本方針である「職員処遇及び施設・設備の現状を調査分析し、『京都市児はぐくみプラン』並びに『京都市児童館活動指針』を推進する立場から職員処遇、施設・設備のあり方を検討する。」を踏まえたうえで、職員処遇の理解促進、次年度の要望項目の検討を行います。

(3) 予算対策特別委員会

本委員会の目的である「連盟理事会の諮問機関として、京都市の児童館・学童クラブ事業を安定させるための制度・政策の向上と予算対策活動の推進を行う。」を踏まえて活動します。

横断的に集約した各専門委員会の意見・要望等をベースに「京都市児童館活動指針」と連動しつつ、児童館・学童保育所の事業が京都市の施策の中で力点が置かれるものとなり、実情にあった適切な予算措置が図られるよう、連盟理事会が京都市当局に働きかけるための要望書を起案します。

(4) 研修委員会

(8 児童館・学童保育所職員の資質向上のための研修 参照)

(5) 統合育成委員会

(3 京都市の児童館・学童クラブにおける障害のある児童の統合育成事業 参照)

(6) 広報委員会

(6 広報活動 参照)

(7) やんちゃフェスタ2017実行委員会

(7 京都やんちゃフェスタ2017の開催 参照)

10 学童クラブ利用料算定事業

学童クラブ事業の利用料金を適正に決定することを目的として実施します。

11 無料職業紹介事業(新規)

児童館・学童保育所における人材の確保が、近年、労働環境の変化に伴い困難になってきています。しかし一方で、児童館・学童保育所で働きたいという人材も潜在的に存在しています。

このことから、児童館・学童保育所で働きたい人材(求職者)と、人材を求める運営法人(求人者)とのマッチングを行う、職業安定法に基づく無料職業紹介事業に取り組み、児童館・学童保育所における雇用を促進し、学童クラブ・児童館事業の運営を支援することを目的として実施します。

12 児童館の運営

公益社団法人京都市児童館学童連盟が運営する8児童館は、当連盟の経験とノウハウを生かし、地域の団体・組織と緊密な連携を図り、地域に根ざした児童館として、より創造的な活動を行っています。

- (1) 京都市壬生児童館
- (2) 京都市七条第三児童館
- (3) 京都市今熊野児童館
- (4) 京都市四ノ宮児童館
- (5) 京都市梅津北児童館
- (6) 京都市西京極西児童館
- (7) 京都市南浜児童館
- (8) 京都市横大路児童館

13 つどいの広場運営事業

京都市が進める「京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」の一つとして「のこちゃん広場」の運営を受託し、子育て中の親子、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に訪れ交流できる事業を展開しています。特に地域の組織と緊密な連携を取りながら運営することを図ります。